

皆川聖地公園のご案内

栃木市聖地公園（栃木市皆川城内町 450-1）は、昭和54年に開園し、墓園整備計画に基づいて順次整備を行い、令和5年3月に新規拡張墓域及び合葬墓地が整備されました。

1 墓域の種類

（1）規格墓域

第1、2、3、5、6、7、9種墓域においては、カロート(納骨棺)がすでに設置されており、そのカロートの上に規格サイズ(栃木市墓園条例施行規則参照)の墓碑のみ設置いただく墓域となっております。 ※囲障、形象類、樹木の設置はできません。

（2）一般墓域

第4、8種墓域においては、設置基準(栃木市墓園条例施行規則参照)により墓碑等が設置できる場所となります。カロート(納骨棺)については、墓碑等の形状に合わせたカロートを設置いただく墓域となっております。

（3）合葬墓地

合葬墓地は他人と一緒に埋葬するお墓であり、一度埋葬すると、遺骨を取り出すことはできません。お墓を引き継ぐ必要はなく、管理手数料はかかりません。

2 永代使用料と管理手数料

- ・永代使用料の納入につきましては一括でお支払いいただきます。
- ・申請者の住所地が市外の場合は、永代使用料が5割増となります。
- ・管理手数料（年間）は、毎年6月頃に納付書または口座振替にてお支払いいただきます。
- ・合葬墓地の永代使用料は、焼骨1体当たりの金額となります。

種別	区画数	区画面積	永代使用料	管理手数料	墓域種類
第1種	177区画	5.0m ²	125,000円	5,500円	規格
第2種	168区画	6.0m ²	150,000円	6,600円	規格
第3種	344区画	5.0m ²	275,000円	5,500円	規格
第4種	152区画	5.0m ²	275,000円	5,500円	一般
第5種	555区画	5.0m ²	344,000円	5,500円	規格
第6種	198区画	5.0m ²	610,000円	5,500円	規格
第7種	600区画	5.0m ²	506,000円	5,500円	規格
第8種	88区画	5.0m ²	506,000円	5,500円	一般
第9種	200区画	2.0m ²	240,000円	2,200円	規格
合葬墓	—	—	100,000円	—	—

3 使用者の資格

- (1) 本市に引き続き1年以上住所を有する者（市の住民基本台帳に記載されている者）で、市内に墓所を有しない者
- (2) 本市に土地、家屋又は3親等以内の親族を有する者で、市内に墓所を有しない者（市外の方を含みます）

4 墓所の目的外の使用若しくは譲渡等の禁止

墓所を目的外に使用、若しくは使用権を譲渡、転売はできません。この規定に違反した場合は、墓所の使用権は取消されます。

5 永代使用料の還付について

お支払いいただいた永代使用料は、お返しできません。ただし、使用の許可を受けた日から9年以内に区画墓地を返還し、かつ未使用の墓所に限り、下表の割合に従い還付いたします。

使用許可後の期間	還付割合
1年以内	90%
1年を超え3年以内	70%
3年を超え5年以内	50%
5年を超え7年以内	30%
7年を超え9年以内	10%

6 園内案内図



栃木市役所 環境課 環境保全係
〒328-8686 栃木県栃木市万町9番25号
Tel 0282-21-2423